



最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顯
弁護士・医師 福田 友 洋

【事例】

私は、整形外科のクリニックを開業している医師ですが、先日、交通事故で受傷したという患者さんが来院されました。よくよく話を聞いてみると、既に交通事故発生から2年間以上経過しており、当初地元のA病院で治療を受けたのですが、1年以上前に札幌に転勤してきたので、転勤後はA病院を受診していないということでした。

今回私のクリニックに来院したのは、患者さんが交通事故の示談交渉を依頼しているB弁護士から、どこかの病院で患者さんに有利な内容の後遺障害診断書を詳しく書いてもらいたいなさいと言われたからだそうです。

確かに、患者さんを診察した所見からすれば、交通事故で受傷した可能性や後遺症が残っている可能性は否定できないようにも感じますが、私は患者さんが本当に交通事故に遭ったかどうかも分かりませんし、仮に本当に交通事故で受傷したとしても、現在の症状と交通事故との間の因果関係も不明なので、後遺障害診断書作成を拒否したいのですが、医師法19条2項¹の診断書交付義務との関係はどうなるのでしょうか？

【回答】

医師は、患者を診察した結果の医学的判断について記載した診断書の交付義務はありますが、医学的判断が困難な、過去の事象である交

通事故との因果関係や症状固定時期について記載した後遺障害診断書交付を拒絶することは可能ですので、後遺障害診断書作成を拒否しても医師法19条2項違反にはなりません。医師は、後遺障害診断書の意義や後遺障害診断書交付後に発生する義務を十分に把握した上で、後遺障害診断書交付の要否について判断すべきです。

【解説】

1 「診断書」とは、医師が診察の結果に関する判断を表示して、人の健康状態を証明するために作成する文書です。診断書には、診察の結果知り得た疾病、創傷などについて、病名や創傷の部位程度について医師の判断を示すのが一般的ですが、普通の診断書は様式が定められていませんし、その使用目的などに応じて、記載内容は医師の裁量に委ねられております。

他方において交通事故や労災事故等の「後遺障害診断書」は、訴訟や示談交渉においては、①被害者の症状固定時の状況及び②主治医が症状固定時の状況が交通事故や労災事故によって発生した（=事故との因果関係がある）と判断したことを証明する書面として扱われます。

後遺障害診断書を交付される医師の方は、①の趣旨のみで作成していると誤解している方が多いのですが、②の趣旨も含まれるものと評価されることについては十分ご注意いた

¹ 医師法19条2項 「診察若しくは検査をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検査書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。」

だきたいと思います。

ご相談のようなケースの場合、実際に交通事故によって、現在の患者の症状が発生しているか否かを判断することは困難であり、基本的には②の趣旨の後遺障害診断書を作成することは極めて難しいものと判断致します。

2 後遺障害診断書が患者側から証拠として提出されると、裁判所や加害者側の弁護士が、その診断書を作成した医師に対して、その診断書の内容について照会をかけることがしばしばあります。

一般的には、書面で照会をかけられことが多いのですが、証人という立場で裁判所での証人尋問に応じなければならぬケースも存在します。そして、ひとたび証人尋問が採用されると、証人には出頭義務が生じますので、正当な理由なく出頭しなければ、10万円以下の過料や罰金に処せられる可能性があります。ⁱⁱ

もちろん、ご相談のようなケースで後遺障害診断書を交付してはならないということにはなりませんが、少なくとも後遺障害診断書を交付すれば、裁判所や加害者側の弁護士から、事故との因果関係の有無に関して照会を受けることが予想されます。後遺障害診断書を交付することで患者の要望に全て応えたということにはならず、将来的には診断書の内容を巡って、照会を受ける可能性があるということについては、十分に認識しておく必要があります。

3 ところで、医師には、医師法19条2項に基づく診断書発行義務がありますが、「正当の事由」がある場合には、診断書の交付を拒絶することができます。

ご相談いただいたようなケースでは、事故

直後から診察してきたわけではありませんので、症状が固定しているかどうかや交通事故との因果関係について十分な判断をすることができないことが明白です。したがいまして、「正当の事由」は十分に認められるケースであり、後遺障害診断書そのものの交付を拒絶することは可能です。

他方で、医師が患者を診察した以上は、診察した結果の医学的判断や現在の症状について記載する限度においては診断書を交付する義務はありますので、一般的な診断書の様式で現在の症状等のみを記載したものを交付するか、あるいは①の趣旨でのみ診断書を作成するという対応が考えられます。後者については、患者の現在の症状を評価して後遺障害診断書に記載した上で、「ただし、事故直後から診察していないことから、事故との因果関係の有無等については不明である。」といった文言を付記しておくといった対策を取ることが考えられます（完全に紛争に巻き込まれることを防止できるわけではありませんが、診断書の趣旨が明確になりますので、紛争に巻き込まれる可能性は極めて小さくなると判断致します。）。

4 交通事故で受傷した患者や代理人弁護士が、交通事故から長期間経過してから、一面識もない医師に対して後遺障害診断書作成や交通事故と現在の症状との間の因果関係の存在についての証明書作成を要求するケースが増加しております。しかし医師が負うのは、自分が診察を行い、医学的判断が出来る範囲での診断書の交付義務であり、医学的判断をすることが困難な範囲についてまでも患者側の求めに応じる義務はありませんので、無理な要求に応じる必要はありません。

ⁱⁱ 民事訴訟法192条1項「証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによって生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、十万円以下の過料に処する。」

民事訴訟法193条1項「証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。」